

愛知県危機管理推進要綱

平成 18 年 10 月制定

平成 31 年 4 月改定

愛 知 県

目 次

第1章 総 則	
1 目 的	1
2 危機の定義	1
3 対象機関	1
4 危機への対処	2
5 要綱の見直し	2
第2章 危機管理体制	
1 役 割	3
2 危機管理事務責任者等	3
3 危機管理連絡調整会議	4
4 危機管理対策本部等	5
第3章 危機への対策	
＜平常時の対策＞	
1 危機管理マニュアルの作成	7
2 情報伝達体制の整備	8
3 危機管理意識・能力の育成向上	8
4 県民に対する意識啓発・情報提供	8
5 関係機関及び専門家との連携	8
6 資機材の確保	9
＜応急時の対策＞	
1 情報の収集・管理	9
2 応急時対策の検討・決定	9
3 応急対策の実施	10
4 広報の実施	11
＜収束時の対策＞	
1 復旧対策の推進	11
2 被害等の影響の軽減	12
3 再発防止策の検討・実施	12
4 対応の評価とマニュアルの見直し	12
第4章 その他	
1 委任	13
附 則	13
【参考資料】	
1 危機発生時の対処体制フロー	14
2 危機発生時の庁内連絡体制フロー	15

第1章 総則

1 目的

この要綱は、県民等(県内居住者及び滞在者)に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に、迅速かつ的確に全庁をあげて統一的に対処する危機管理体制や基本的事項を定め、本県における危機管理を推進し、もって県民等の生命、身体又は財産への被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

2 危機の定義

この要綱における危機とは、県民等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

ただし、次に掲げる危機については、それぞれの法に基づく計画で対処するため、この要綱の対象からは除く。

- ① 災害対策基本法に基づく「愛知県地域防災計画」に規定する災害
- ② 石油コンビナート等災害防止法に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」に規定する災害
- ③ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく「愛知県国民保護計画」に規定する武力攻撃事態等および緊急対処事態
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」に規定する緊急対処事態

3 対象機関

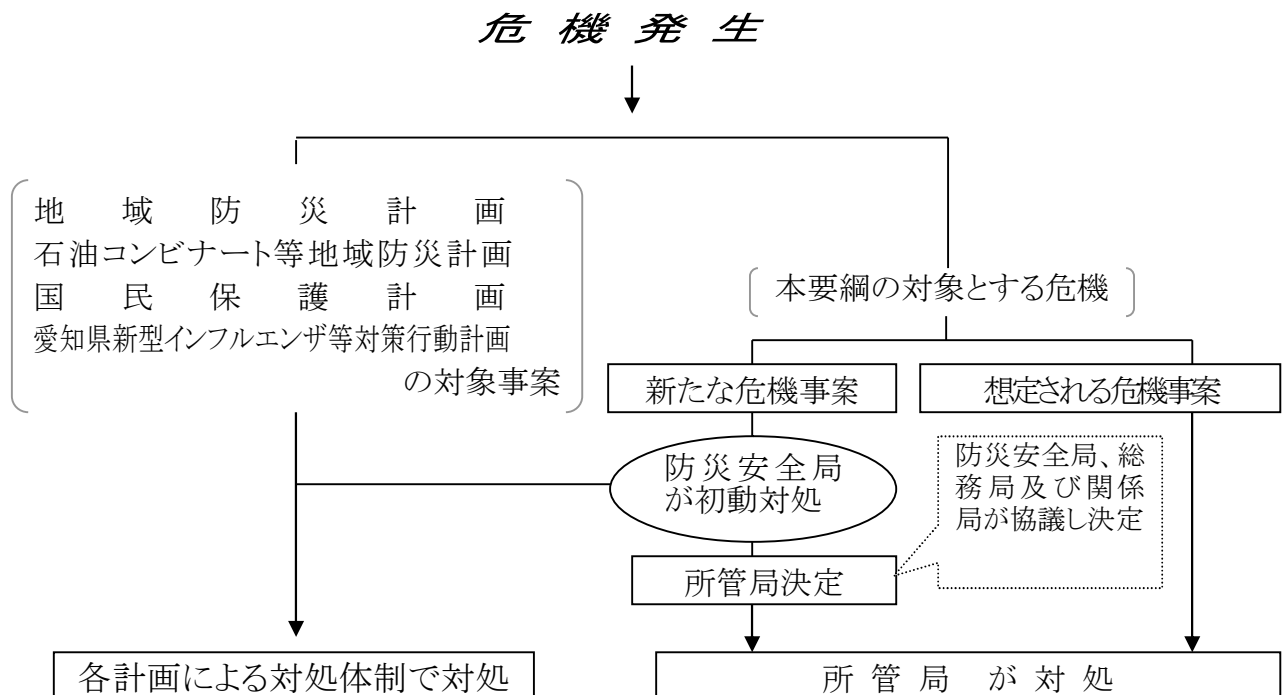
- (1) この要綱の対象機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会(以下「局」という。)とする。
- (2) 県警察については、危機発生時の対応、危機管理情報の共有等必要に応じて協力を求めるものとする。

4 危機への対処

危機事案が発生した場合は、次により対処するものとする。

- (1) 想定される危機事案については、所管局が危機管理マニュアルを予め作成し、それに基づき対処する。
- (2) 新たな危機事案については、防災安全局が情報収集・当面の対応策の検討などの初動対処を行うとともに、防災安全局、総務局及び関係局が協議の上、所管局を決定する。以後、当該所管局において主体的に対処する。
(※ただし、新たな危機事案でも、所管が明確な危機事案については、所管局で対処)
- (3) 所管局が複数に及ぶ場合は、主たる所管局を中心に、関係局が連携・協力して対処する。

◆ 対処のフロー



5 要綱の見直し

本要綱は、危機事案への対応等を踏まえ必要に応じて見直し、改善に努める。

第2章 危機管理体制

1 役割

(1) 知事

本県の危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

(2) 副知事

担当する局の危機管理について知事を補佐する。

(3) 各局長

① 所管業務に係る危機の発生に備え、危機管理マニュアルを整備するとともに、職員の危機管理意識・能力の育成向上を図る。

② 危機が発生した場合は、直ちに知事に報告するとともに、防災安全局長へ連絡し、予め作成した危機管理マニュアルに基づき情報収集などの初動対応を行う。
また、被害の状況に応じ対策本部を設置するなど対応方針を知事に報告し、その指示に従い応急対策を実施する。

以後、危機への対応状況を逐次知事へ報告するとともに、防災安全局長へも連絡する。

③ 防災安全局長については、全庁的な危機管理の推進に努めるとともに、危機発生時において全庁的な総合調整を行う。

(4) 地方機関の長

所管局長と連携し、危機管理マニュアルを整備するとともに、応急時にはマニュアルに基づき対応する。

2 危機管理事務責任者等

(1) 危機管理事務責任者

平常時において局内の危機管理を推進するとともに、危機発生時には関係局及び関係機関と連携をとりながら、迅速かつ的確に対応を行うため、各局に危機管理事務責任者を設置する。危機管理事務責任者は、各局の部長等を充てる。

また、危機管理事務責任者を統括するため、危機管理事務統括責任者を置き、防災安全局長を充てる。

(2) 危機管理事務推進者

危機管理事務責任者を補佐し、各局内の危機管理の推進及び連絡調整等に関する事務を行うため、危機管理事務推進者を設置する。危機管理事務推進者は各局の主管課長等を充てる。

3 危機管理連絡調整会議

(1) 設置

危機の発生に備え、平常時から庁内での情報を共有するとともに、危機発生時において、迅速かつ的確に対処するため、全庁的な連絡調整を目的とする「愛知県危機管理連絡調整会議」(以下「連絡調整会議」と言う。)を設置する。

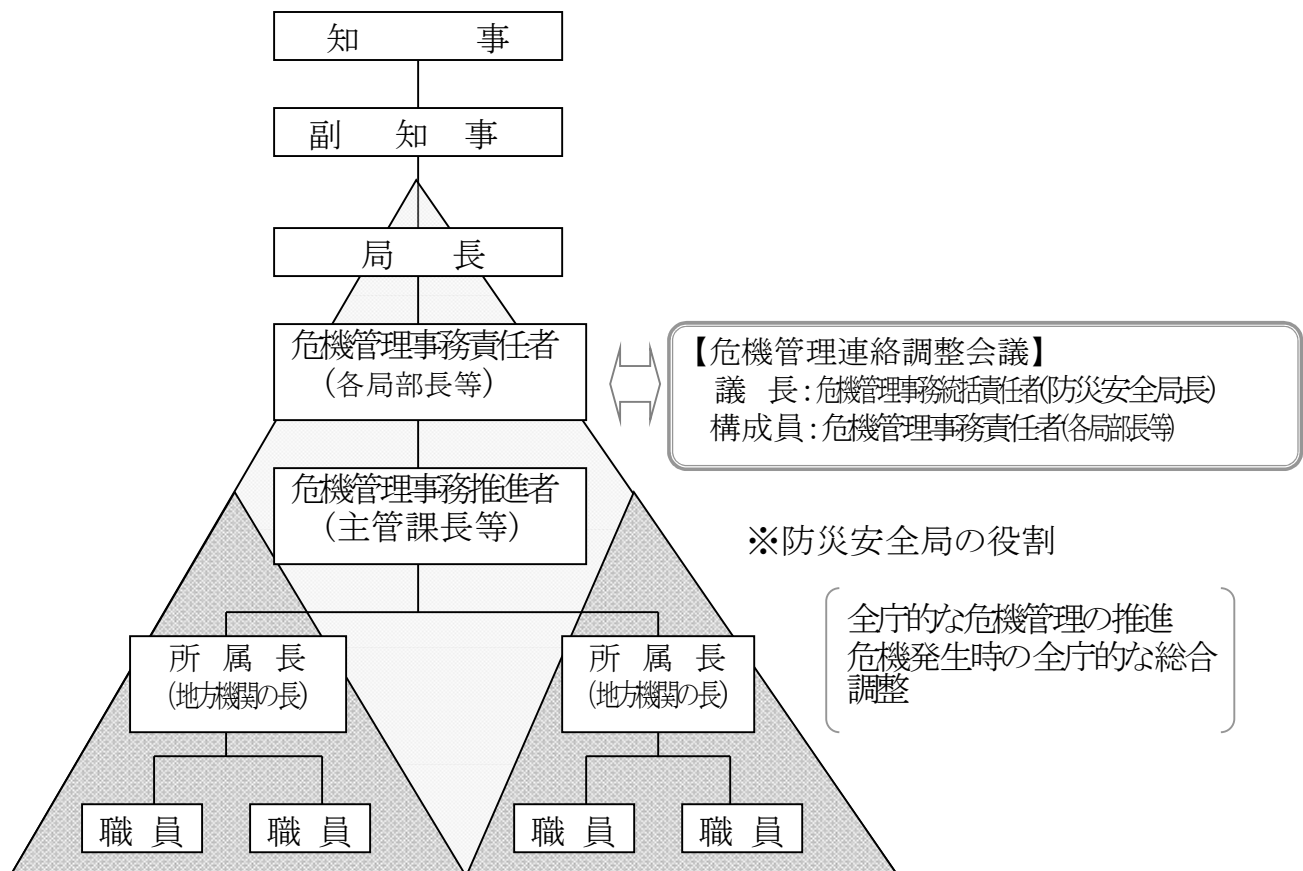
(2) 組織

連絡調整会議の議長は危機管理事務統括責任者(防災安全局長)とし、構成員は各局の危機管理事務責任者とする。

(3) 所掌事務

- ①情報収集、分析及び各局間の情報の共有に関すること。
- ②その他、危機管理の推進に関すること。

◆危機管理体制



4 危機管理対策本部等

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、次表による被害又は社会的影響の程度など危機レベルに応じ、対策本部等の設置、及び危機への対処方針を決定し、実施するものとする。

また、地域での情報収集及び応急対策を実施するために必要と判断した場合は、地方機関等に現地対策本部を設置する。

危機レベルと対処体制

区 分		危 機 の レ ベ ル	対 処 体 制
レベル1	注 意	・ <u>危機事案の発生が予測</u> され、各局で情報収集が必要と判断される場合。	必要に応じ対策チームを編成
	警 戒	・ <u>被害又は社会的影響の程度が軽微</u> であり、各局で対処できると判断される場合。 ・その他、各局長が判断した場合。	対策チームを編成
レベル2		・ <u>被害又は社会的影響の程度が大きい</u> が、各局で対処できると判断される場合。 ・その他、各局長が判断した場合。	局対策本部を設置
レベル3		・ <u>被害又は社会的影響の程度が極めて大きく</u> 、全庁的な対処が必要と判断される場合。 ・その他、知事が必要と認めた場合。	県対策本部を設置

※対処の体制は、段階を経て実施するものではない。

(1) 対策チーム〔危機レベル 1〕

情報収集等の初動対処及び応急対策を実施するため、関係局職員による対策チームを編成する。

(2) 局対策本部〔危機レベル 2〕

危機の内容が、各局が中心となって対処できると判断される場合、当該局長を本部長として対策本部を設置する。

また、被害が拡大し又は拡大のおそれがあるなど、全庁的な対処が必要と判断される場合は県対策本部へ移行する。

(3) 県対策本部〔危機レベル 3〕

危機の内容が、全庁的な対処が必要と判断される場合、所管局は、知事を本部長とした対策本部を設置する。

◆対策本部の体制概要

区 分	県 対 策 本 部	局 対 策 本 部															
名 称	愛知県〇〇〇対策本部	〇〇局〇〇〇対策本部															
本部長	知 事	所管局長															
副本部長	副知事 所管局長、防災安全局長	所管局部長、関係局部長 所管課室長 等															
本部員	関係局長	関係課室長															
幹 事	関係局の部長 等	関係課室の主幹、補佐 等															
事務局	所管局 ・役割分担(例) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>事 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>担当職名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営 ・会議資料、記録の作成 ・関係局との連絡調整 ・職員のサービス 等 </td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td>担当職名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機事案の分析と対策の検討 ・応急対策実施の調整 ・国等関係機関との連絡調整 ・今後の対処方針の検討 など </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>担当職名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集伝達 ・国等への報告 ・通信手段の確保 など </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>担当職名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・報道提供資料の作成 ・報道機関の対応 ・県民への広報 ・対策に係る記録 等 </td> </tr> </tbody> </table>		班 名	班 長	事 務 分 担	総務班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営 ・会議資料、記録の作成 ・関係局との連絡調整 ・職員のサービス 等 	対策班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事案の分析と対策の検討 ・応急対策実施の調整 ・国等関係機関との連絡調整 ・今後の対処方針の検討 など 	情報班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集伝達 ・国等への報告 ・通信手段の確保 など 	広報班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・報道提供資料の作成 ・報道機関の対応 ・県民への広報 ・対策に係る記録 等
班 名	班 長	事 務 分 担															
総務班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営 ・会議資料、記録の作成 ・関係局との連絡調整 ・職員のサービス 等 															
対策班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事案の分析と対策の検討 ・応急対策実施の調整 ・国等関係機関との連絡調整 ・今後の対処方針の検討 など 															
情報班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集伝達 ・国等への報告 ・通信手段の確保 など 															
広報班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・報道提供資料の作成 ・報道機関の対応 ・県民への広報 ・対策に係る記録 等 															

※ 対策本部の体制は危機事案の内容により柔軟に対応し、また、必要に応じ県警本部へ参加を要請する。

(4) 対策本部の廃止

対策本部は、危機発生のおそれが解消し、又は応急対策が概ね完了したと判断される場合に廃止する。

第3章 危機への対策

危機の発生防止や発生した被害を軽減するためには、「危機を発生させないような対策」、「危機の発生を前提とした対策」を日頃から十分検討し、想定される危機に備える必要がある。

このため、各局は平常時から常に危機意識を持ち、危機管理体制の整備や予め危機管理マニュアルを作成するなど、様々な事前の準備を行っておくことが重要である。

<平常時の対策>

1 危機管理マニュアルの作成

- (1) 各局は、それぞれの所管に係る危機事案に関し、平常時の対策、応急時の対策及び収束時の対策を迅速かつ的確に実施するため、予め業務の特性に応じた個別の危機管理マニュアルを作成するものとする。
- (2) 各局は、実際の危機事案への対応や訓練を行った場合、その実施結果を検証し、マニュアルの見直しを行うものとする。
- (3) 作成(見直し)後は、速やかに防災安全局へ報告するとともに、関係局及び関係機関へ周知する。

◆危機管理マニュアルの構成例

項 目	主 な 記 載 内 容
1 総 則	(1) マニュアル作成の目的 (2) 対象とする危機 (3) 役 割
2 危機管理体制	(1) 危機管理体制の整備 (2) 職員参集基準の設定
3 平常時の対策	(1) 情報伝達体制の整備 (2) 訓練・研修の実施 (3) 県民に対する啓発・情報提供 (4) 関係機関との連携 (5) 資機材の確保
4 応急時の対策	(1) 情報の収集・管理 (2) 応急時対策の検討・決定の方法 (3) 応急対策の実施 (4) 広報の実施
5 収束時の対策	(1) 復旧対策の推進 (2) 被害の影響の軽減 (3) 原因の究明と再発防止策の検討・実施 (4) 対処の評価とマニュアルの見直し

2 情報伝達体制の整備

各局は、平常時から市町村、消防、警察など関係機関と密接に連携し、情報収集を行い、収集した情報を速やかに関係機関等へ伝達できる連絡体制を整備する。

3 危機管理意識・能力の育成向上

(1) 研修の実施

① 防災安全局は、職員一人ひとりの危機管理意識の育成向上を図るため、人事局（自治研修所）と連携し、危機管理に関する職員の研修及び各局の危機管理事務責任者等に対する研修を実施する。

② 各局は、危機管理能力の向上や意識の定着を図るため、所管業務にかかる独自の職員研修を実施する。

(2) 訓練の実施

各局は、危機管理マニュアルに即した行動が取れるよう関係局、関係機関等と協力し、危機管理に係る図上訓練や実践的な訓練を実施する。

なお、訓練終了後は、評価を行い、必要に応じ危機管理マニュアルの見直しを行う。

4 県民に対する意識啓発・情報提供

危機事案による被害を軽減するには、行政による「公助」だけではなく、自らの「自助」や地域住民や企業等が一体となって取り組む「共助」が必要である。

各局は、被害の発生防止や軽減が図られるよう意識啓発を行うとともに、必要に応じ県民等に対し情報を提供する。

防災安全局は、本県の危機管理に関する情報を、ホームページにより、県民等へ常日頃から提供する。

5 関係機関及び専門家との連携

各局は、危機発生時には、関係機関と緊密な連携、調整を行うことが必要であることから、平常時からこれらの関係機関と十分な連携を図っておくものとする。

また、各局は、十分な知見、経験及び対処のノウハウを有しない危機事案へ対応するため、想定される危機事案に係る専門家を把握し、危機発生時に協力を得られるよう努めるものとする。

（ 関係機関：国、都道府県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者、交通事業者、関係団体等、危機への対処を有効にするための連携や調整が必要な機関をいう。 ）

6 資機材の確保

各局は、所管する危機事案の対応に必要な資機材の備蓄に努める。

また、備蓄に適さない資機材については、事前に関係機関と協定を締結するなど、危機事案発生時に円滑に調達できる体制の整備に努める。

<応急時の対策>

1 情報の収集・管理

(1) 情報の収集・伝達

各局は、予め確立した連絡体制により情報の収集・伝達を行い、直ちに知事に報告するとともに、防災安全局長へもその内容を連絡する。

なお、危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、断片的な情報であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

(2) 情報の内容

各局は、危機発生時には、概ね以下の項目に留意して情報を収集・整理する。

- (ア) 発生日時・発生場所、情報発信元
- (イ) 危機事案の具体的内容及び原因
- (ウ) 被害の発生状況及び拡大の可能性
- (エ) 県、関係機関が実施した応急措置の状況
- (オ) 地域住民の避難状況 など

(3) 情報の管理・共有

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、各局において危機管理事務責任者を中心として情報の一元化を図る。

また、危機の進行状況、応急対策の実施状況についての情報も一元的に管理し、情報を整理・記録することにより、関係者間で情報を共有する。

2 応急時対策の検討・決定

各局長は、危機事案に対する対処方針を決め、直ちに知事へ報告し、その指示に従う。また、防災安全局長へもその内容を連絡する。

特に全庁的な体制が必要な危機事案の場合は、県対策本部を設置し応急対策等を決定する。

各局は、応急時対策を行った後も、当該危機的状況が解消するまでの間、監視のための体制を整備し、情報の収集に努める。

なお、対策決定後に状況の変化があった場合は、対策の見直しを行う。

3 応急対策の実施

危機発生後においては、決定した対処方針に基づき、所管局と関係局は、関係機関と連携、協力し応急対策を実施する。

(1) 被害者への対応

各局は、危機発生直後には、県民の生命、身体への被害の軽減を図ることを最優先に、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対して応急措置を行う。

(2) 避難・予防

各局は、危機の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、有効な避難の場所・方法、予防策について、関係機関等と連携してその措置を実施するとともに周知を図る。

(3) 救助

各局は、被害の状況及び救助活動の状況を把握し、必要に応じ関係局及び関係機関等との調整や応援要請を実施する。

(4) 危険性の除去

各局は、危機が継続している場合は、その区域を立入禁止にするなどの応急措置をとり、早急な原因の除去を図る。

(5) 二次災害の防止

各局は、発生箇所の安全性の確認をするなど、県民や対策要員の安全性の確保に留意し、二次災害の発生防止のために必要な措置を講ずる。

(6) ボランティアの受け入れ

各局はボランティアを受け入れた場合は、被害者や関係機関のニーズに応じて円滑に活動できるように環境整備に努める。

(7) 被害等の影響の軽減

① 健康相談の実施

各局は、危機事案の発生により身体的被害が生じると思われる場合、保健医療局と連携し必要に応じ健康相談窓口の設置や健康調査などの対策を講じる。

② 心の健康相談の実施

各局は、危機事案発生による被害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)などが予想される場合は、保健医療局と連携し心の健康に関する相談窓口を設置する。

③ 風評被害等の影響の軽減

各局は、危機による風評被害が生じる恐れがある場合は、関係局や関係機関の協力を得て、未然に防止又は軽減するための広報活動等を行う。

また、必要に応じ、県民からの問い合わせや要望等の相談窓口を設置する。

(8) その他の措置

各局は、緊急輸送、医療救護、発生源対策や立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置などについて、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともにその措置を実施する。

4 広報の実施

各局は、情報の錯綜等による混乱を防止し県民の安心等を確保するため、報道機関やホームページ等多様な手段を活用し、必要な情報を迅速かつ的確に提供する。なお、具体的な取扱いを予め危機管理マニュアルに規定する。

(1) 提供すべき情報

- (ア)経過と現状
- (イ)被害状況
- (ウ)発生原因と責任の所在
- (エ)二次災害の危険性
- (オ)対応策
- (カ)再発防止策
- (キ)住民がとるべき対応
- (ク)生活関連情報
- (ケ)相談窓口の設置状況 など

(2) 報道機関への情報提供のあり方

各局は、報道機関への情報提供に当たっては、提供する情報の内容、発表時期、発表方法などに留意するとともに、必要に応じ政策企画局(広報広聴課)と協議する。

<収束時の対策>

1 復旧対策の推進

各局は、危機発生による県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、迅速かつ円滑な復旧に努める。

(1) 安全性の確認

各局は、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関に協力を求め、早急に危機発生現場周辺地域の安全確認を行う。

安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページや県広報紙など、利用可能な媒体を活用して広く県民等に周知する。

(2) 各種制限措置の解除

各局は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携し、立入制限等の各種制限措置を解除する。

2 被害等の影響の軽減

各局は危機事案の態様、規模により、心身の健康相談の実施、風評被害等の防止など、必要な対策を応急時から引き続き実施し、被害発生後の影響の軽減に努める。

3 再発防止策の検討・実施

各局は必要に応じ危機発生の原因を究明し、課題を整理した上で再発防止策を検討し、実施する。

なお、原因の究明に当たっては、必要に応じて、関係者や専門家からなる調査委員会などを設置し、危機発生の原因の解明に努める。

また、再発を防止するために必要と認められる場合は、国等に対し要望を行う。

4 対処の評価とマニュアルの見直し

(1) 対処の評価

危機の対処を行った場合は、危機への対処に関する記録を作成するとともに、連絡体制や応急対策についての評価、反省点の抽出、改善策の検討を行うものとする。

また、関係局、関係機関に対して、事後評価の情報提供、共有化を行い、今後の危機管理のあり方について見直しを行う。

上記を踏まえて再発防止のための方策を検討し、可能なものから随時実施する。

(2) 対応の検証とマニュアルの見直し等

各局は、対処評価の検証を踏まえて、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行う。マニュアルの見直しを行った場合には、速やかに防災安全局に報告するとともに、関係局及び関係機関に周知する。

第4章 その他

1 委任

この要綱に定めるもののほか、危機管理の推進その他必要な事項については、別に規定する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

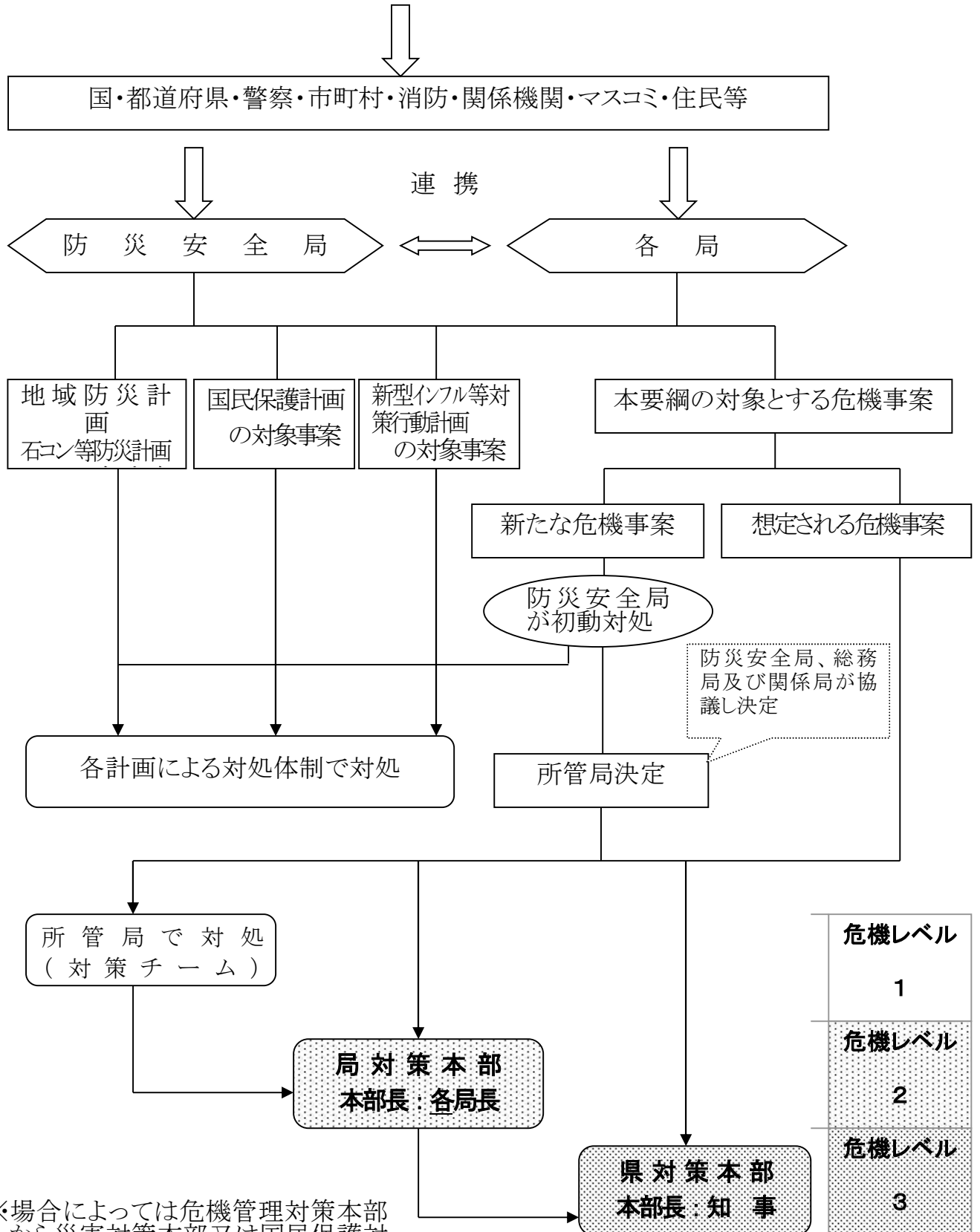
この要綱は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

危機発生時の対処体制フロー

危機発生



※場合によっては危機管理対策本部から災害対策本部又は国民保護対策本部へ移行する場合がある。

危機発生時の庁内連絡体制フロー

危機発生

